

# おかげさまで 開業13周年 ありがとうございます

# 地引労務管理事務所

事務所便り 2021年1月号

新年あけましておめでとうございます。本年がみなさまにとって良い年となりますよう、お祈りいたします。コロナ禍での年末年始でしたが、無用の外出をせず、忘年会を中止し、マスク着用と手指消毒を徹底したくらいで、テレビをつけなければ、例年の年末年始とあまり変わらなかったのではと思います。感染症予防対策を「通常」のこととして、平常心で今年1年を過ごせればと思います。

今年は、東京オリンピックが開催予定とされますね。選手やスタッフを隔離しつつ、健康管理を徹底して無観客でも開催は可能かと思いますが、どのような判断をされるのでしょうか。その他、いろいろと難しい年になるかと思いますが、本年もよろしく願いいたします。

## 1月のトピックス

- ・ 雇用調整助成金の延長について
- ・ 父親の産休について
- ・ テレワーク実態調査について

### 男性産休の新設について

政府は、全世代社会保障検討会議の最終報告を発表しました。改革の一つである男性の育児休業を促進するための制度改革において、子どもの生後8週以内に最大4週間取得できる「男性産休」が新設されました。働いて1年未満の非正規社員にも適用でき、原則2週間前までに申し出ればよく、出産時と退院後など分けて取得できます。企業には、対象者に個別に取得するように働きかけることを義務付け、大企業には育休取得率の公表も義務化する方針です。

### 在籍出向への助成金新設について

厚生労働省は、在籍出向を支援するための助成金を新設します。出向元・出向先の賃金負担、出向契約手続や就業規則の見直しに伴う経費などについての支援を検討されます。雇用調整助成金では出向先が対象にならず使いにくいとの指摘に対応したもので、来年3月ごろから運用を開始する方針です。

### 育児休業中の社会保険料について

厚生労働省は、育児休業中の社会保険料の支払いが免除となる対象者を拡大する方針です。月末時点で育児休業中の場合にその月の保険料を全額免除とし、月の途中で短期間の育休を取得した場合は保険料免除の対象とはならないため、制度改革により、同じ月の中で通算2週間以上取得する人も免除の対象とします。

## 地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: [jibiki@jibiro.info](mailto:jibiki@jibiro.info)

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545